

保存版

令和7年4月18日

保護者様

京都市立京極小学校
校長 足立 素子

『地震』に対する非常措置についてのおしらせ

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

(学校所在の上京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。)

記

1 登校前に発生した場合

① 次の登校日を臨時休業とします。

- ・下校後、深夜0時までに発生した場合 翌日臨時休業
- ・深夜0時以降、登校までに発生した場合 当日臨時休業
- ・休業日、休業前日の下校後に発生した場合 原則として休業明けの登校日臨時休業

② 地震による臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、学校ホームページ・すぐーる配信にて改めて学校から連絡をいたします。

2 在校中に発生した場合

- ・直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、児童を学校に留め置くこととします。
- ・保護者に迎えに来ていただき、児童を保護者に引き渡します。

3 お願い

- ・災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るために「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。
- ・災害時、学校へ電話での問い合わせはおやめください。
- ・このお知らせは、学校ホームページにも掲載いたします。